

# P POLICE 情報

令和 7 年  
11 月号

- ◆ 自治体広報紙等活用版 … P. 1
- ◆ 犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進  
及び犯罪被害給付制度の周知徹底 … P. 2
- ◆ 指名手配被疑者の捜査強化 … P. 6
- ◆ 暴力団の違法な活動に関する情報の積極的な通報と  
暴力団犯罪被害の早期届出の推進 … P. 7
- ◆ 女性に対する暴力防止対策の推進 … P. 10
- ◆ 児童虐待の防止と子供の性被害撲滅 … P. 11



**こんにちは県警です**

**サンテレビ**

毎月第 1 土曜日  
午前 8 時 30 分～(15 分間)  
11 月の放送は 11 月 1 日(土)

**パトロールニュース**

**ラジオ関西**

5 5 8 KHz で放送中！  
毎週月曜日  
午後 0 時 08 分ごろ～(約 2 分間)

**ひょうご防犯ネット+(プラス)**

**アプリになってリニューアル!**

従来の「ひょうご防犯ネット」でのお知らせはもちろん、防犯ブザー・性犯罪対策機能など安全・安心をアプリで!

**兵庫県警察ホームページ**

**兵庫県警察を紹介**

県警からのお知らせなど  
役立つ情報を配信中  
【兵庫県警察】で検索!

**兵庫県警察公式アカウント**

防犯・交通・イベント・採用案内など  
県警からのお役立ち情報を配信中!

右側の二次元コードをチェック→  
ぜひ登録してください!






兵庫県警察  
Facebook

兵庫県警察  
X (Twitter)

兵庫県警察  
YouTube

兵庫県警察  
Instagram

兵庫県警察本部県民広報課



## 自治体広報紙等活用版



### 【犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底】

警察では、被害に遭われた方からの相談受理、臨床心理士によるカウンセリング等精神的な支援や犯罪被害者等給付金の支給などの経済的な支援を実施しています。一人で悩まず、まずは相談を！

兵庫県警察被害者支援室 0120-338-274

午前9時～午後5時45分（土日祝、年末年始を除く）

### 【指名手配被疑者の捜査強化】

「指名手配被疑者に似た人がいる」など、どんな些細な<sup>ささい</sup>ことでも、最寄りの警察署、交番、駐在所（緊急時は110番）に通報してください。

あなたの情報が安心な社会をつくれます。

### 【暴力団の違法な活動に関する情報の積極的な通報と暴力団犯罪被害の早期届出の推進】

暴力団からの被害にあったり、見たり聞いたりしたときは、県内各警察署へ届けるか、「暴力110番ヤクザゼロ」へご相談ください。

警察への早い相談や届出が、問題解決への一番の近道です。

今まさに被害に遭ったなど、急を要する場合は直ちに110番通報してください。

### 【女性に対する暴力防止対策の推進】

ストーカーやDV事案は、行為がエスカレートして凶悪事件に発展するおそれがありますので、早い段階で警察等の相談窓口にご相談することが大切です。

警察では、状況に応じた対応策やアドバイスなど、必要な援助を行います。

兵庫県警察ストーカー・DV相談電話（24時間受付）

（078）371-7830 「皆一番に 相談し 悩みゼロ」

### 【児童虐待の防止と子供の性被害撲滅】

- 児童虐待の早期発見にご協力を

虐待されていると思われる児童を発見したときには、警察やこども家庭センターにお知らせください。

全国共通ダイヤル 189（いちはやく）番

- 児童ポルノ被害に遭わないために

インターネット上に流出した児童ポルノ画像は回収不可能です。

知らない人はもちろん、たとえ知人や友人から裸の写真等の画像を撮影して送るよう言われても断りましょう。

画像の要求があった場合はすぐに最寄りの警察署などに相談してください。

**犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進  
及び犯罪被害給付制度の周知徹底  
～犯罪被害相談窓口のご利用を～**

犯罪は、ある日突然、大切なものを一瞬にして奪い去ってしまいます。

さらに、犯罪被害者やそのご家族は、犯罪による直接的な被害にとどまらず、様々な困難に直面することとなります。

犯罪被害者の方々が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、周囲による温かく途切れのない支援が必要不可欠です。

そのためには、社会の一人ひとりが犯罪被害に遭われた方々の置かれた状況を理解し、自分に何ができるかを考えることが大切です。

兵庫県警察では、犯罪被害者等の負担を少しでも軽減するため、各種相談の受理や臨床心理士によるカウンセリング、警察に提出する診断書料等の補助などの支援活動に取り組んでいます。



## 精神的・経済的支援

### ★ 精神的支援

臨床心理士等の資格を有する被害者支援カウンセラー等によるカウンセリングを行っています。

### ★ 経済的支援

犯罪被害者等給付金の支給や警察に提出する診断書料等の補助を行っています。

### ★ その他

犯罪被害者等の様々な要望にできる限り応えるため、行政機関や犯罪被害者等早期援助団体「ひょうご被害者支援センター」等の関係機関と連携した支援活動を行っています。

## 犯罪被害相談窓口

### 兵庫県警察被害者支援室（通称：サポートセンター）

TEL 0120-338-274

土、日、祝日、12/29～1/3を除く 午前9時から午後5時45分

☆ 犯罪被害給付制度及びカウンセリングについてのお問合せ先です。

### 兵庫県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

#### 公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

TEL (078)367-7833

電話相談 ～ 月・火・木・金(祝日、8/12～8/16、12/28～1/4を除く)

午前10時から午後4時

面接相談 ～ 法律・心理 ※要予約(随時、日時は要相談)

☆ 犯罪被害者支援に精通した弁護士、臨床心理士、相談員等が在籍しています。



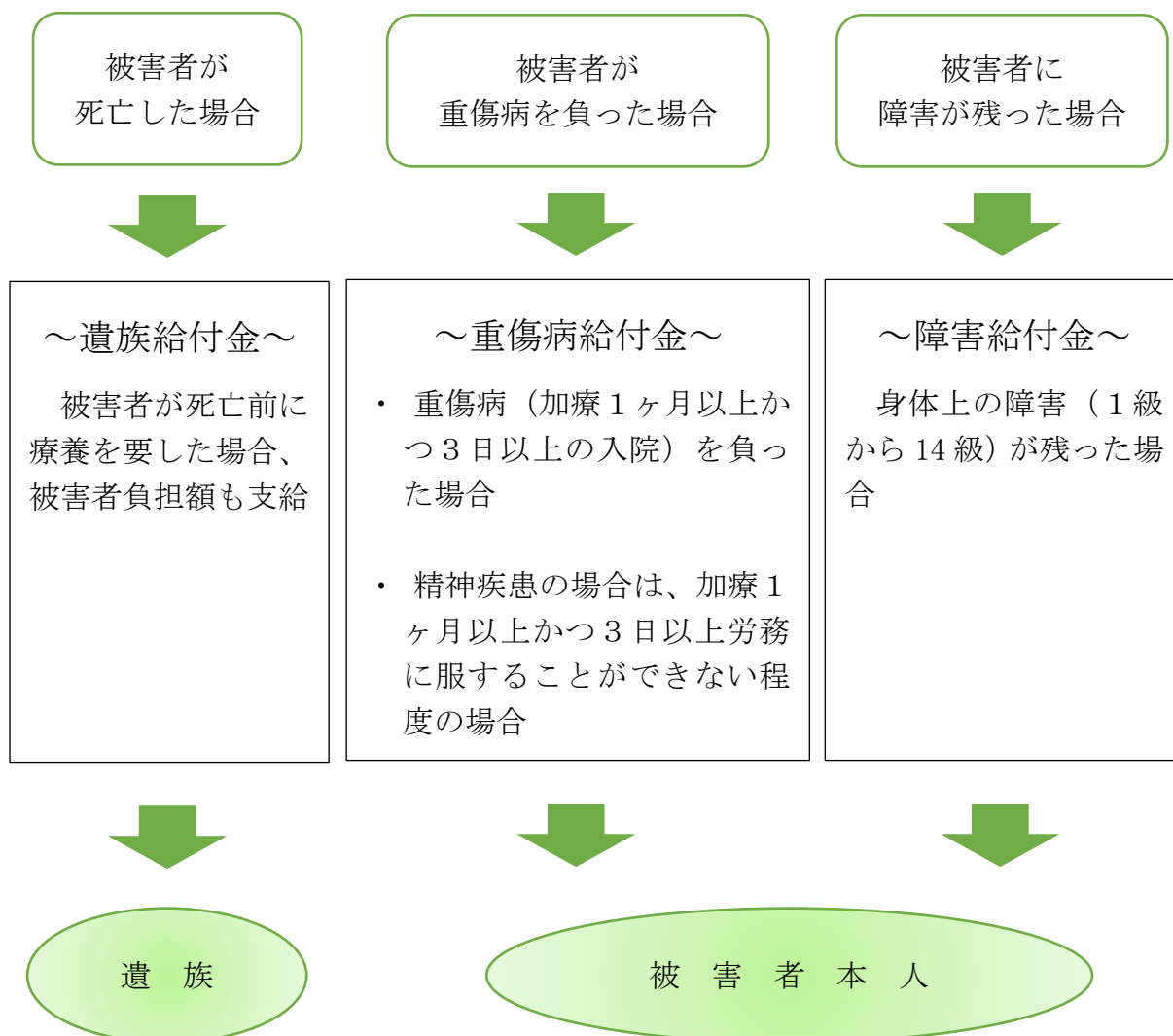
## 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、殺人などの身体を害する故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

給付金の支給については、法令により支給を受けることができるご遺族の順位や範囲、障害の程度、申請の期限、給付金の額などが細かく定められています。

また、労災保険や自賠責保険などの他の法令による公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その額が給付金の額から調整されます。

### 犯罪被害者等給付金の概要





## 犯罪被害者支援プロジェクト

犯罪被害者支援プロジェクトは、ふるさとひょうご寄附金を活用して、犯罪被害者に対して公益社団法人ひょうご被害者支援センターが実施する犯罪被害相談員による面接相談に要する費用などを支援する取り組みです。

詳しくは、兵庫県警察のホームページをご覧ください。兵庫県警察本部被害者支援室へお問合せください。

多くの皆様からのご寄附をよろしく願いいたします。

**ふるさと納税で  
犯罪被害者への支援活動を  
応援してください**

ある日突然、犯罪、性暴力被害、交通事故にあった……  
大切な人を犯罪等で亡くした……

私たちは、被害者やそのご家族に寄り添い、一日も早く平穏な生活を取り戻していただけるよう活動しています。  
寄附金は、公益社団法人ひょうご被害者支援センターが実施する面接相談の費用に使用させていただきます。

**ひょうご被害者支援センターについて**

ひょうご被害者支援センターでは、犯罪・犯罪に類する行為などで被害に遭われた方、そのご家族やご遺族を支援しています。

**主な活動**

**電話相談**

- 聞いていること、悩んでいることなど、ご相談をお受けします。
- 相談内容について、アドバイスを行います。
- 必要に応じて、利用できる社会福祉制度を紹介、関係機関へ紹介します。

**面接相談**

- 専門の相談員が受けた相談員が、直接お会いして対応します。
- 被害に遭った方に必要な支援を考えます。
- 心のケアや、弁護士を募るなどの法律関係の取り手をサポートします。

**付き添いなど(直接的支援)**

- 警察や検察、裁判所、調停、弁護士相談に付き添います。
- 被害者の方、ご家族、ご遺族に代わって職務を聞き、内容を伝えます(代聴活動)。
- 社会福祉制度利用の際、申請のお手伝いをします。
- 裁判に関する不明な点や、被害者の方が裁判で利用できる制度について説明し、同行するなどのお手伝いをします。

**お礼の例**

| 寄附者 | 一定額以上の寄附額                                  |
|-----|--------------------------------------------|
| 個人  | 県内<br>県外                                   |
| 法人  | 兵庫県ゆかりの産物<br>※産物の詳細は寄附時に兵庫県ホームページにて確認願います。 |
|     | 県外                                         |

ご協力いただける方は裏面の寄附申込書にご記入の上、郵送・FAX・持ち込みいずれかの方法でご提出ください。

お問い合わせ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4-1  
兵庫県警察本部 警務課 被害者支援室  
電話:078-341-7441 内線(2679)  
FAX:078-367-2655

兵庫県警察本部 警務課 被害者支援室・公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

お問合せ  
兵庫県警察被害者支援室  
フリーダイヤル 0120-338-274

～ 寄り添って  
周囲でつむぐ  
理解の輪 ～



～ 心をつつむ  
やさしい支援  
とぎれなく ～

《警務課》

**指名手配被疑者の捜査強化**  
～指名手配被疑者の検挙にご協力を～  
～あなたの情報が安全安心な社会をつくれます～

**指名手配とは**

逮捕状が出ている被疑者が逃亡し、所在不明になっているなどの理由から全国の警察に対して、発見・逮捕を依頼する制度です。

**指名手配被疑者捜査強化月間とは**

令和7年8月末現在、全国警察から指名手配されている被疑者は、約590人に上っています。

指名手配被疑者捜査強化月間は、警察が依然として逃亡を続けている指名手配被疑者に対する追跡捜査を強化することはもとより、皆様からの情報提供に基づいた捜査を実施し、所在不明となっている指名手配被疑者を早期検挙することを目的とした強化月間になります。



**指名手配被疑者の検挙に向けて**

兵庫県警察では、指名手配被疑者捜査強化月間中、組織の総力を挙げて指名手配被疑者の検挙に取り組みますが、指名手配被疑者の早期検挙には、皆様からの情報提供が必要不可欠です。

指名手配被疑者の検挙に向け

- 公開ポスター等の手配写真に似ている人がいる
- ニュース等に出ていた写真に似た人を見かけた
- よく行くコンビニやスーパー等に手配写真等に似た人が来ている
- 深夜、見かけない不審な車が長時間止まっている
- 昼間にあまり見かけない人を夕方から夜にかけてよく見かける（外出している）
- 人の目に触れないような格好、仕草をしている人がいた
- 人が住んでいるのに普段から窓やカーテンを開けない
- 空き家なのに、人の出入りが多くある

等という些細な違和感を覚える程度の情報で構いませんので、最寄りの警察署、交番、駐在所等（緊急時は110番）へ通報をお願いいたします。

あなたのふとした情報が指名手配被疑者を検挙する重要な手がかりとなります。県民の皆様一人一人からの情報をお待ちしております。

《刑事企画課》

**暴力団の違法な活動に関する情報の積極的な通報と  
暴力団犯罪被害の早期届出の推進  
～暴力団のいない安全で安心な社会の実現～**

**暴力団に関する通報等**

暴力団からの被害にあったり、見たり聞いたりしたときなどは、警察署へ届け出るか、下記の専門ダイヤル又は、(公財)暴力団追放兵庫県民センター(暴追センター)の常設暴力相談所へご相談ください。

| 名称(内容)                  | 電話番号         | 受付時間                                        |
|-------------------------|--------------|---------------------------------------------|
| 暴力110番ヤクザゼロ<br>(暴力相談一般) | 0120-20-8930 | 24時間                                        |
| 暴力団離脱相談<br>(暴力団からの離脱)   | 078-361-8704 | 月～金<br>9:00～17:45<br>(土日祝日<br>12/29～1/3を除く) |
| 企業ホットライン<br>(企業対象暴力)    | 078-341-5351 |                                             |

| 暴力団追放兵庫県民センター関係<br>(受付時間：平日午前9時～午後5時45分) |                                             |
|------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 神戸暴力相談所                                  | 神戸市中央区下山手通5丁目4-1(兵庫県警察本部内)<br>(078)362-8930 |

※ 尼崎・姫路暴力相談所は令和6年4月1日に神戸暴力相談所と統合しました。

◇ 暴力相談所(無料)では、専門的知識経験を有する相談員(警察OB)が相談内容に応じて適切な助言を行っています。

警察署等への相談にためらいがある場合には、上記相談所へ相談することをおすすめします。

◇ **一人で悩まず、まず相談！**



## 相談・通報・被害の届出にあたって

警察は、被害者等の供述や提出された証拠品に基づき、犯人の逮捕や相手の不当な行為を止めさせる中止命令などの行政処分を行いますので、届出にあたっては、「いつ、どこで、誰が、どのような行為をしたか」を詳しくお聞きしていきます。

そのために…

### 1 日時、場所の特定

被害などを受けた日時、場所を特定する必要があります。

### 2 相手を特定

相手の団体名、氏名、人数、携帯電話番号や車のナンバーなどの相手を特定する情報を記録しておいてください。

### 3 要求、脅し文言などの特定

原因は何か、要求は何か、どのような脅し文言があったのか、記憶に頼ることなく記録しておくことが大切です。

### 4 証拠資料の提出

相手が使用した書類、名刺などについて、証拠品として提出していただく場合がありますので、むやみに触ることなく袋に入れるなどして保管しておいてください。

- 団体名、氏名、車など相手を特定する情報の記録
- 要求内容や具体的な言動等を忘れず記録
- 書類や名刺などはむやみに触らず保管

## 被害は必ず警察へ！

警察への早い届出や相談が問題解決への一番の近道です。

暴力団員等から脅しや暴力などの被害を受けたり、悪事を見たり聞いたりしたときはすぐに警察へ届け出てください。

また、暴力団員相手の民事上のトラブルに巻き込まれたときも、迷わず警察へ相談してください。

※ 今まさに被害に遭った、犯行を目撃したなど、急を要する場合は直ちに110番してください。

## 暴力団事務所撤去応援プロジェクト

兵庫県内の暴力団事務所撤去に必要な訴訟費用を支援する取り組みとして、平成 30 年度から、ふるさとひょうご寄附金（ふるさと納税）を活用した暴力団事務所撤去応援プロジェクトを実施しています。

頂いた寄附金は、暴力団事務所の使用差止請求に必要な費用に使用し、平成 30 年度から令和 6 年度までに、全国から 2,808 万 8,840 円の寄附を頂きました。

また、令和 6 年度までのふるさとひょうご寄附金の活用実績として、<sup>きずなかい</sup>絆 會（旧 <sup>にんきょう</sup>任 俠 山口組）の主たる事務所など 8 件の事務所使用差止めの仮処分命令を求める適格都道府県センター訴訟の費用として合計 1,140 万円を支給しました。

皆さんからの支援が、暴力団事務所の撤去につながります。

詳しくは、兵庫県警察のホームページをご覧ください。兵庫県警察本部暴力団対策課へお問い合わせください。

「暴力団のいない安全で平穏な兵庫県」を目指して、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

兵庫県警察本部 暴力団対策課

TEL (078) 341-7441

《暴力団対策課》

## 女性に対する暴力防止対策の推進 ～あなたをストーカー・DV被害から守ります～

ストーカーおよびDV事案は、行為がエスカレートして凶悪事件に発展するおそれがあるので、早い段階で警察等の相談窓口にご相談することが大切です。

兵庫県警察では、被害者の保護等をより一層推進させるため、毎年11月12日から25日の間を「女性に対するストーカー及び配偶者等暴力対策の推進強化期間」と定め、被害の未然防止や女性に対する暴力被害の早期届出、相談の促進等について、広報啓発活動を進めます。

### ストーカー被害者の方へ

被害者の安全確保のため、警察が行為者に対して警告等の行政措置または検挙措置を講じ、状況に応じた対応策のアドバイスなど、必要な援助を行います。



### DV被害者の方へ

配偶者等からの暴力により、その生命または心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所に保護命令の申立てを行うことができます。

また、警察は被害者への再被害、被害拡大防止を目的に、加害者への指導警告や検挙措置を講ずるほか、安全確保のために必要な援助を行います。

### 110番通報登録制度について

ストーカーやDV事案等の被害者の住所・氏名・電話番号等を、あらかじめ通信指令システムに登録しておく制度です。

登録しておくことで、110番通報したときに、ストーカーやDV事案の被害者であることがわかるので、通報時間の短縮と現場に向かう警察官への速やかな指示ができます。



《人身安全対策課》

**児童虐待の防止と子供の性被害撲滅**  
～児童虐待の早期発見にご協力を！～  
～地域で児童を守りましょう～

**児童虐待ってどんなこと**

保護者（親権を行う者、未成年者後見人その他の者で、児童を現に<sup>かんご</sup>監護する者）が、その監護する児童（18歳に満たない者）に対して行う次のような行為をいいます。

■ **身体的虐待**

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えることをいいます。

例えば、

- 首を絞める、殴る、蹴る
- 激しく揺さぶる
- 熱湯をかける、溺れさせる
- 縄などにより拘束する
- タバコの火を押しつける
- 投げ落とす、逆さ吊りにする
- 異物を飲ませる
- 冬、戸外に閉め出す

などがあります。



■ **性的虐待**

児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせることをいいます。

例えば、

- 児童に対し<sup>いんこう</sup>淫行する
- 性的暴力、性的行為を強要・<sup>きょうさ</sup>教唆する
- 性器や性交を見せる
- 児童ポルノの被写体にする
- 性器を触るまたは触らせる

などがあります。



## ■ 怠慢又は拒否（ネグレクト）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待および心理的虐待の放置、その他の保護者として監護を著しく怠ることをいいます。

例えば、

- 乳幼児等を家に残したまま外出する
- 乳幼児等を自動車の中に放置する
- 着衣を長期間着替えさせないなどひどく不潔なままにする
- 適切な食事を与えない
- 病気になっても医師に診せない
- 児童が学校に登校する意思があっても登校させない

などがあります。



## ■ 心理的虐待

児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者などに対する暴力、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいいます。

例えば、

- 暴力的な言動により児童を脅す
- 他の兄弟姉妹と比べ著しく差別的な取り扱いをする
- 「生まなければよかった」などと児童の心を傷つけるような言動を繰り返す
- 児童の面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力を繰り返す

などがあります。



## 児童虐待かなと思ったら

「児童虐待の防止等に関する法律」では児童虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、速やかに児童相談所などに通告しなければなりません。

### ■ 地域で…

- 虐待行為そのものを目撃した
- たたく音や叫び声を聞いた

### ■ 児童の様子…

- 不自然な傷が多い
- 不自然な時間に出歩いている
- 衣服や身体が非常に汚れている
- いつもおなかをすかせている

### ■ 親の様子…

- 児童が、けがや病気になっても、医者には診せようとしない
- 乳幼児を置いたまま、度々外出している



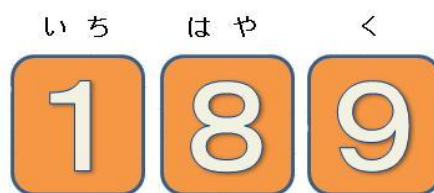
など、虐待されていると思われる児童を発見したときは、こども家庭センター（児童相談所）、各市町の相談窓口、福祉事務所、又は最寄りの各警察署にお知らせください。



連絡・相談先

■ 虐待かもと思ったら…

全国共通ダイヤル



番へ

～189番にかけると、お近くのこども家庭センターにつながります。～

■ 兵庫県こども家庭センター

|                                   |                                  |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| 中央こども家庭センター<br>児童虐待防止 24 時間ホットライン | (078) 923-9966<br>(078) 921-9119 |
| 中央こども家庭センター 洲本分室                  | (0799) 26-2075                   |
| 尼崎こども家庭センター<br>児童虐待防止 24 時間ホットライン | (06) 4950-5001<br>(06) 6494-0505 |
| 西宮こども家庭センター<br>児童虐待防止 24 時間ホットライン | (0798) 71-4670<br>(0798) 74-9119 |
| 川西こども家庭センター<br>児童虐待防止 24 時間ホットライン | (072) 756-6633<br>(072) 759-7799 |
| 川西こども家庭センター 丹波分室                  | (0795) 73-3866                   |
| 加東こども家庭センター<br>児童虐待防止 24 時間ホットライン | (0795) 27-8250<br>(0795) 48-9300 |
| 姫路こども家庭センター<br>児童虐待防止 24 時間ホットライン | (079) 297-1261<br>(079) 294-9119 |
| 豊岡こども家庭センター<br>児童虐待防止 24 時間ホットライン | (0796) 22-4314<br>(0796) 22-9119 |

■ 神戸市こども家庭センター

(078) 599-7300

■ 明石こどもセンター

(078) 918-5097

(078) 918-5726

■ 最寄りの各警察署

## 児童ポルノ現状

児童ポルノは、児童（18歳に満たない者）が性的虐待や性犯罪の被害を受けている姿の記録そのものであり、児童ポルノ事犯は児童の人権を著しく侵害する悪質な犯罪です。

令和6年中の児童ポルノ事犯の検挙数は、全国で2,783件（うち兵庫県110件）と高水準で推移しています。

県内の被害児童数は61人で、学職別で見ると高校生、中学生が多くなっています。

児童ポルノの被害児童の多くが、SNSを通じて知り合った相手に騙されたり脅されたりして被害に遭っています。



## 児童ポルノ根絶に向けて

警察では、児童の権利を守るために、児童ポルノの排除に向けた取り締まりや広報啓発活動など各種対策を強化しています。

児童ポルノを根絶するためには、社会が一体となった取り組みが必要です。

インターネット上で児童ポルノを発見した場合などは、警察又はインターネットホットラインセンター（<https://www.internethotline.jp/>）への通報をお願いします。

## 消えない児童ポルノの恐怖

児童ポルノ画像が一旦インターネット上に流出すると、画像のコピーが繰り返されて、画像を回収することは不可能です。

警察が検挙した事件の中には、ファイル共有ソフトを利用し、国境を越えて児童ポルノを交換していた事件もあるなど、児童ポルノは世界中に広がってしまうのです。

## 被害に遭わないために

スマートフォン等の普及により、誰もが簡単に利用できるSNSやオンラインゲームを悪用し、わいせつな画像等を送信させる事案が増加しています。

児童ポルノ事犯の被害に遭った具体的なケースとして、

- 実際に会って無理やり撮影された
- 同性のふりをし、成長途中の身体をお互いに比べるためなどと言って、裸の写真の交換を持ち掛けられ、自分の裸の写真をメールで送信してしまった
- お金をあげるからと甘い言葉で誘われ、胸をさらした写真を要求された
- 少しだけ脱いだ写真くらいならと思って送信したところ要求が段々とエスカレートしていき、今までの写真をばらまくなどと言って脅迫された
- 交際相手に求められて撮影し送信した裸の写真が、いつの間にか同級生の間に流出してしまっていた

などの事例があります。

知らない人はもちろん、たとえ知人や友人から裸の写真等の画像を撮影して送るように言われても、絶対に送らないでください。

また、スマートフォン等を利用する際は、必ずフィルタリングを設定し、

- 知らない人とのやりとりはしない

○ 新しいアプリをインストールするときは、保護者と話し合ってからにするなどの家庭のルールをつくりましょう。

保護者の皆様は、お子様のスマートフォン等の利用時間や利用コンテンツなどを管理するペアレンタルコントロールを必ず実施してください。

県警ホームページにおいて、子ども向け情報モラル啓発漫画「スマホン&モラルンと学ぼう！ネット利用のルール教室」を公開しておりますので、お子様とのルールづくりの際にぜひご利用ください。



子ども向け情報モラル啓発漫画URL

<http://www.police.pref.hyogo.lg.jp/seikatu/comic/index.htm>

《少年課》